

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成12年11月1日から14年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を12年11月から13年6月までは24万円、同年7月から14年9月までは34万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成14年10月1日から18年7月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年11月1日から18年7月1日まで

私は、平成11年3月23日から19年4月20日までA社に勤務したが、申立期間について、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額と控除保険料額が給与明細書と異なっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の平成12年11月から14年9月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、12年11月から13年6月までは24万円、同年7月から同年9月及び同年10月1日の定時決定において34万円と記録されていた。

しかしながら、オンライン記録では、平成13年10月31日付けで、申立人を含む17人の標準報酬月額の記録が遡及して引き下げられており、申立人の標準報酬月額は、9万8,000円に記録訂正されていることが確認できる。

また、A社の事務長は、「当時は、Bが体調を崩したこともあり、厚生年金保

険料を滞納していたので社会保険事務所に相談したところ、滞納を解消するために標準報酬月額を遡って減額修正することを助言されたと聞いている。」と供述している。

さらに、申立人及び事業主から提出された当該事業所の給与明細書及び賃金台帳から、申立人の報酬月額が訂正後の標準報酬月額（9万8,000円）に対応した額に減額された事実はないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成13年10月31日付けで行われた遡及訂正処理は事実上即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の標準報酬月額の記録を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た12年11月から13年6月までは24万円、また、同年7月から14年9月までの標準報酬月額は34万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成14年10月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人の平成14年10月から18年6月までの標準報酬月額については、オンライン記録では9万8,000円とされているところ、申立人及び事業主から提出された当該事業所の給与明細書及び賃金台帳を見ると、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所の事務長が申立人に係る標準報酬月額を下げた保険料を納付していたことを認めていることから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は標準報酬月額（34万円）に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成12年11月1日から14年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を12年11月から13年9月までは18万円、同年10月から14年9月までは19万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成14年10月1日から18年7月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、14年10月から15年3月までは18万円、同年4月から18年6月までは17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年11月1日から18年7月1日まで

私は、平成11年3月23日から19年4月20日までA社に勤務したが、申立期間について、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額と控除保険料額が給与明細書と異なっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の平成12年11月から14年9月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、12年11月から13年9月までは18万円、同年10月1日の定時決定において19万円と記録されていた。

しかしながら、オンライン記録では、平成13年10月31日付けで、申立人を含む17人の標準報酬月額の記録が遡及して引き下げられており、申立人の標準報酬月額は、9万8,000円に記録訂正されていることが確認できる。

また、A社の事務長は、「当時は、Bが体調を崩したこともあり、厚生年金保険料を滞納していたので社会保険事務所に相談したところ、滞納を解消するために標準報酬月額を遡って減額修正することを助言されたと聞いている。」と供述している。

さらに、申立人及び事業主から提出された当該事業所の給与明細書及び賃金台帳から、申立人の報酬月額が訂正後の標準報酬月額（9万8,000円）に対応した額に減額された事実は無いことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成13年10月31日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の標準報酬月額の記録を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た12年11月から13年9月までは18万円、同年10月から14年9月までは19万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成14年10月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人の平成14年10月から18年6月までの標準報酬月額については、オンライン記録では9万8,000円とされているところ、申立人及び事業主から提出された当該事業所の給与明細書及び賃金台帳を見ると、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額の記録を、平成14年10月から15年3月までは18万円、同年4月から18年6月までは17万円とすることが妥当である。

なお、当該期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所の事務長が申立人に係る標準報酬月額を下げたことで保険料を納付していたことを認めていることから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該標準報酬月額（18万円及び17万円）に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年7月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月7日から34年6月1日まで

私は、昭和33年4月から35年10月までA社で勤務していた。

申立期間については、間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社の工事現場で撮影された複数の写真及び元同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（同社B出張所から同社C出張所に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社では確認できる資料を保管していないが、申立人が自分たちよりも後に着任したと記憶している元同僚も、申立人と同日に同社において厚生年金保険の資格を取得しており、当時、B出張所で事務を担当していた者は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録上、同出張所において昭和33年7月7日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、C出張所に異動している者数人に申立人と同様、被保険者記録が無いことについて、「当時、C出張所は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、被保険者資格の取得は本社で行われていたことから、本社での資格取得の手続が遅れたのではないかと考えられる。」と供述していることから、申立人の同社における被保険者資格取得日は、同社B出張所における資格喪失日と同日の33年7月7日とすることが妥当であ

る。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 11 月 1 日から 56 年 4 月 1 日まで

私は、A社の事業主が経営するB市にあった工場に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

会社名は忘れてしまったが、間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社名は失念したとしているが、A社の事業主が経営する工場であったことを記憶していることから、当該事業所に照会したところ、申立てどおり、B市には当時、工場が存在し、「C社」という名称であったことが確認できる。

また、オンライン記録から確認できた複数の元同僚の供述により、時期は特定できないものの、申立人が申立期間頃において、C社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の現在の取締役は当時の事業主は既に他界している上、申立てに係る事実を確認できる関係資料等も無いことから、「申立人の勤務状況については不明である。」と供述している。

また、C社において、申立期間当時、厚生年金保険被保険者記録のある複数の元同僚に照会したところ、現場責任者であった者は、「申立人は臨時社員だった。入社して1、2か月で辞めたと思う。」としており、また、臨時社員から正社員になった者は、「臨時社員当時は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

さらに、申立人には当該事業所を退職直後に勤務したと主張しているD社において、昭和56年4月1日から同年8月21日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録があることから、同社に申立人の入社時期について照会したところ、「当社では当時、入社後3か月間は試用期間としており、その間厚生年金保険に

は加入させていなかったもので、申立人の入社時期は昭和 56 年 1 月頃と思われる。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 827

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 5 月 1 日から 21 年 7 月 7 日まで
平成 17 年春頃、社会保険事務所（当時）から呼び出され、私が代表取締役であったA事業所において、厚生年金保険料の納付が遅れており、このままだとどんどん滞納保険料が増えていくことから、16 年 5 月まで遡って標準報酬月額を 41 万円から 9 万 8,000 円まで引き下げるよう指示された。
当時、引き下げられなければ、会社が倒産し厚生年金保険の適用事業所でなくなるまで、私の標準報酬月額は 41 万円だったはずである。
申立期間について、標準報酬月額が 9 万 8,000 円であることに納得がいかないなので正しい標準報酬月額に記録訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が社会保険事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（以下「月額変更届」という。）及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）によると、申立人の標準報酬月額が平成 17 年 4 月 7 日付けで、16 年 5 月 1 日まで遡って 41 万円から 9 万 8,000 円に減額訂正され、その後、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなる 21 年 7 月 7 日までの間、標準報酬月額は同額で推移していることが確認でき、当該記録は、申立人の当該事業所に係るオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

一方、当該事業所の商業登記簿謄本及び本人の供述等により、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人及び元取締役の供述並びに当該事業所に係る滞納処分票の記載によると、申立期間当時、当該事業所は厚生年金保険料を含む社会保険料の支払に苦慮していたことがうかがえる上、同処分票によると、平成 17 年 3 月 28 日に、申立人が社会保険事務所の担当官と面談した際に、社会保険事務所に当初届け出

られていた標準報酬月額と実際の報酬支給額が異なるため、実態に合わせた標準報酬月額の変更届を提出するよう求められ、同意したものと考えられる。

さらに、申立人は上記の減額訂正に係る月額変更届の提出について、「社会保険事務所の課長に強く言われて、渡されたメモを基にして月額変更届を作成し、届出した。」と供述しているが、社会保険事務所が当該月額変更届の内容を確認するために、当該事業所から提出させた臨時社員総会（平成 16 年 3 月 31 日開催）議事録によると、申立人について、「平成 16 年 1 月*日交通事故にあい、通常の仕事が出来なくなったので平成 16 年 1 月の役員報酬より、月 98,000 円とする。」との議案が付議され、可決確定した旨の記述があり、申立人を含む取締役二人の署名及び捺印が確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意し、また、その後の算定基礎届の提出に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月頃から 39 年 3 月頃まで

私は、A社B出張所において、住み込みでCの仕事をしたが、厚生年金保険の記録が無い。

間違いなく勤務したので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B出張所に勤務していたとしていることから、同社本社に照会したところ、「B出張所は昭和 32 年 2 月から 40 年 9 月まで当社の事業所として存在したが、資料が残っていないため詳細は分からない。」としていることから、申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は申立期間において当該事業所の寮にあるDで働いたとしていることから、Dに勤務した複数の元従業員に照会したが、申立人を覚えている者はおらず、当時、当該事業所において労務担当者だった者も、申立人についての記憶が無いとしており、具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所は昭和 36 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同事業所で継続勤務している者の厚生年金保険の被保険者記録は、引き続きA社E支店にて確認できることから、同支店に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において申立人の記録は無い上、厚生年金保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。